

2019年7月12日

厚生労働大臣 根本 匠 殿
中央最低賃金審議会目安小委員会委員各位

全国労働組合総連合女性部
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620
部長 長尾ゆり

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困の解消を

2019年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見の趣旨

- 1.最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。けっして、企業の支払い能力との見合いで決められるものではない。いまず、時給1000円以上に引き上げるとともに、時給1500円をめざすことが求められる。
 - (1)最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
 - (2)最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
- 2.「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
- 3.男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
- 4.地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである。

意見理由

<生計費として時給1500円程度は最低必要である>

全労連加盟の19の道府県組織が、「最低生計費試算調査」を行った(2015年~2019年6月現在)。これは、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための調査である。

地方によって家計費目に特徴があるが、全国どこでも、税・社会保険料込で、月額22万円~25万円弱は必要という結果が出た。月150時間で換算すれば、おおよそ時間給1500円程度となる。全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも時給1500円を目指し、即時1000円以上へ最低賃金の引き上げが求められる。また、最低賃金額の決定については、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響により可処分所得が少なくなっていることも含めた検討が必要である。

<女性の貧困・子どもの貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である>

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない。個人を単位として必要な生計費として、最低賃金を考えるべきである。日本の子どもの貧困率は、13.5%と非常に高い。さらに、「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており、世界一高い。特に、母子世帯の貧困は深刻であり、8割以上が就業しているが、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけず、働き方の半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワ

ークで、働き詰めに働いても、生計費を賄えない賃金は、憲法 25 条違反と言わざるを得ない。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題である。

<若者の将来の希望のためにも最低賃金の引き上げが必要である>

金融庁が老後の生活のために年金だけでは足りず夫婦で 2000 万円を準備しろとの報告を発表した。非正規化、賃金の低下で貯蓄ゼロ世帯が多いなかで、必要な年金額を保障する政治の責任が問われている。社会保障削減を、少子高齢化を理由にすることは、政府の責任を棚上げとすることで許されない。20～30 代の青年が「結婚していない理由」のトップに挙げているのは「経済的な厳しさ」である。年収 300 万円未満の青年は、20 代のほぼ 9 割、30～34 歳でも 65.6%を占めている。これでは、結婚できないし、また産むことをためらわざるを得ない。政府に今求められているのは、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金を保障すること、憲法 25 条に基づく年金制度の構築である。そのためには、最低賃金の大幅引き上げが必要である。

<男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である>

総務省労働力調査では、労働者に占める女性の割合が 5 割を超えたと報告されている。しかし増えた女性労働者の多くが、非正規労働である。女性労働者の 6 割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めている。男性正規労働者の賃金水準を 100 とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は 28 に過ぎない。男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きい。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8 時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

<女性の自立のために最低賃金の引き上げが必要である>

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態がある。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくない。現行の最低賃金額は、全国加重平均額 874 円（2018 年 10 月改定）であり年間 1800 時間をフル稼働で働いたとしても 157 万 3200 円にすぎない。この金額から税、社会保険料が引かれれば、世帯の収入は減ってしまう。女性の現役時代の所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとならない。女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る最低賃金額が求められている。

<地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている>

2018 年の地域別最低賃金の改訂により、最低額 761 円から最高額 985 円と地域間格差は広がった。最低賃金が低い地域から、最低賃金が高い地域への人口流出がおり、地方自治体・地域の中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっている。日本経済の健全な立て直しのためには、地域間格差の是正が必要である。そのためにも、全国一律の最低賃金制度を確立することが求められている。

以上